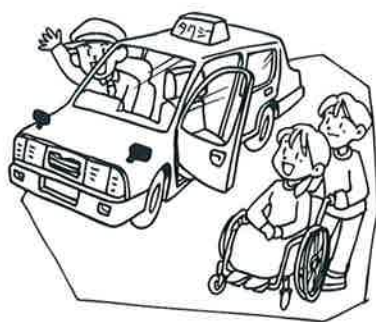


「予約型交通（仮称）」等の公共交通機関の利用が難しい方への対応

①長い歩行が難しい方も、できるだけ予約型交通が利用できるよう、大きな集落には予約型交通の乗降場所を複数設置します。

②医療機関への送迎をドアモータードアで行う「外出支援事業」の対象となる方（要介護度1以上または障がいのある方）は、こちらをご利用ください。（詳しい内容は下欄の概要をご覧ください）

③右記の②に該当しないものの、乗降場所まで歩けず、同一集落内の家族（子どもさんなど）もなく、経済的にも困窮（非課税世帯）のため一般のタクシーも利用できない方については、状況を精査したうえで、外出支援事業の対象とします。



外出支援サービス事業の概要

内 容 移送用車両により利用者の居宅と医療機関との間を送迎します。利用回数は週1回を限度とします。ただし、人工透析のための通院は週3回を限度とします。

対象者 ①介護保険の要介護と認定された方
②身体障がい者1級・2級（その他下肢機能障がいについては3級、4級を含む。）、精神障がい、知的障がい等の方

利用料

距 離	利用料（片道）
0～5km未満	200円
5～10km	300円
10～15km	500円
15～20km	700円
20～25km	900円
25～30km	1,000円
30～35km	1,200円

※複数乗車（人工透析の通院のみ）の場合は、片道250円

利用時間

○午前8時30分～午後5時
※日曜日、年末年始は利用できません。

その他

○「タクシー助成制度」との併用はできません。